

答申 情第26号

平成25年1月25日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成24年4月26日付FNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成24年4月6日付け情公第1号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開するべきである。

2 異議申立ての経緯

(1)平成24年3月25日付けで、異議申立人は、相模原市情報公開条例（平成12年12月25日条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項本文の規定に基づき、以下について公文書の公開請求を行った。

相模原市情報公開・個人情報保護審議会市民委員公募選考用「作文」（小論文）で直近のもの。

相模原市の附属機関市民委員公募選考用「作文」（小論文）で直近のもの（ただし を除く）。

及び に係る募集案内及び選考要領。

及び に係る附属機関の委員名簿。

(2)実施機関は、 、 、 の公開請求に対し、請求対象の公文書を「相模原市情報公開・個人情報保護審議会公募委員募集（平成23年4月15日から平成23年4月28日の間募集したもの。）に係る委員応募申込書、委員公募のお知らせ及び相模原市情報公開・個人情報保護審議会委員の公募について」及び「相模原市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿」と特定し、このうち、委員応募申込書（以下「本件対象文書」という。）に記載の「氏名、性別、年齢、郵便番号、住所、電話番号、Eメールアドレス、同時期に実施されている、他審議会等への審議会等の公募委員応募有無、「応募の動機・抱負など」の欄中、家族、出身地、居住、社会的な地位、経歴、思想に関する情報について、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため」、条例第7条第1号に該当するとの理由で非公開とし、平成24年4月6日付けで本件処分を行い、異議申立人に公文書公開（一部公開）決定通知書を送付した（なお、 に関しては、別に決定がなされている。）。

(3)平成24年4月12日、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年同月26日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書、平成24年6月2日付け意見書及び同年8月27日の審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

本件対象文書の「応募の動機・抱負など」の欄の非公開部分について、実施機関が、条例第7条第1号本文後段に該当するとして非公開とした情報は、非公開とした情報のすべてが真に条例第7条第1号本文後段に該当するとは思えない。実施機関は、理由提示義務を懈怠した瑕疵がある。非公開部分は条例第7条の非公開情報に該当しない。非公開部分は公開の公益性が高いため、本件処分の取り消しを求める。

4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 相模原市情報公開・個人情報保護審議会について

相模原市情報公開・個人情報保護審議会（平成24年4月1日より相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に名称を変更している。以下「審議会」という。）は平成19年7月1日に設置され、情報公開に関する制度又は個人情報の保護に関する制度の改善その他の重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること、及び相模原市個人情報保護条例の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することを目的としており、委員数は平成24年4月1日時点で9名、同年5月1日に新たに3名の委員が委嘱され、現在は12名となっている。

(2) 直近に実施した審議会に係る公募委員の選考について

平成10年10月15日施行の「相模原市審議会等の在り方に関する基本指針」及び平成11年4月1日施行の「相模原市審議会等の委員公募要綱」に基づき、審議会委員として、2名の公募を行うこととし、平成23年4月15日から同年同月28日までの期間に、広報さがみはら、ホームページへの掲載及び各行政資料コーナーでの資料配布により、募集を行った。

応募方法は、本件対象文書に、「氏名」、「性別」、「年齢」、「職業」、「住所」、「同時期に実施されている、他審議会等への審議会等の公募委員応募有無」、「応募の動機・抱負など」を記載の上、情報公開課宛てに、郵送、Eメールでの送付、直接持ち込みのいずれかにより申し込むものとした。

募集の結果、4名から応募があり、相模原市情報公開・個人情報保護審議会選考委員会を同年5月30日に開催し、2名を選考した。

(3) 非公開とした部分及び理由

ア 非公開とした部分

本件対象文書に記載された内容のうち、「氏名」、「性別」、「年齢」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「Eメールアドレス」、「同時期に実施されている、他審議会等への審議会等の公募委員応募有無」及び「応募の動機・抱負など」の欄中、「家族」、「出身地」、「居住」、「社会的な地位」、「経歴」、「思想」に関する情報である。

イ 非公開とした理由

「氏名」、「性別」、「年齢」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「Eメールアドレス」、「同時期に実施されている、他審議会等への審議会等の公募委員応募有無」については、いずれも個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号本文前段に該当し、非公開としたものである。

「応募の動機・抱負など」の欄中、「家族」、「出身地」、「居住」、「社会的な地位」、「経歴」、「思想」については、いずれも特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号本文後段に該当し、非公開としたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書には、「氏名」、「性別」、「年齢」、「職業」、「住所」、「同時期に実施されている、他審議会等への審議会等の公募委員応募有無」、「応募の動機・抱負など」の欄がある。本件対象文書は、公募委員募集のため、実施機関が平成23年4月15日から同年同月28日までの期間に募集をした結果、4名から提出されたものである。4名のうち2名はワープロ打ち、1名はワープロ打ちと手書きの併用、1名は手書きで作成している。

(2) 条例第7条第1号(個人に関する情報)該当性について

ア 条例第7条第1号の趣旨及び解釈

条例第7条第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合す

ることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開とするという規定である。

本号本文前段は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報を非公開とするものである。他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものについても、非公開とする趣旨である。

本号本文後段は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開とする趣旨である。診療記録、反省文などの個人の人格と密接に関わる情報や未発表の著作物は、特定の個人を識別することができることとなる部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するものである。

イ 当審査会の判断

実施機関は、本件対象文書の「応募の動機・抱負など」の欄中、「家族」、「出身地」、「居住地」、「社会的な地位」、「経歴」、「思想」について書かれた部分を、条例第7条第1号本文後段に該当するとして非公開としている。そこで、応募者4名の本件対象文書をそれぞれA、B、C、Dとし、当審査会が見分したところ、Aの非公開部分には「家族」及び「社会的な地位」、Bの非公開部分には「出身地」及び「思想」、Cの非公開部分には「居住地」、Dの非公開部分には「経歴」という、個人に関する情報に該当すると判断できる情報が記載されていた。

また、当審査会が判断するにあたり、本件対象文書が4名から提出されたものであり、そのうちの2名は、現在、審議会委員に委嘱されており、氏名が公表されていることを考慮するべきである。本件対象文書は、少なくとも審議会委員に委嘱されている2名にとっては、4件のうちの1件が、自分が書いた「相模原市情報公開・個人情報保護審議会委員応募申込書」となる。仮に、本件対象文書の数が多い場合は、氏名が公表されている2名の個人が識別される可能性は一般的に低いと考えられるが、本件対象文書の数4件と、ごく少数であり、特定の個人を識別される可能性が非常に高くなることから、個人を識別されないとはいえない。

上記のような、本件対象文書の置かれた状況を踏まえた上で判断すると、Aの「家族」及び「社会的な地位」、Bの「出身地」及び「思想」、Cの「居住地」、Dの「経歴」についての部分は、他の情報と照合することにより特定

の個人を識別できるものであり、むしろ本号本文前段の、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる個人情報に該当するものといえる。

ただし、Aの「家族」、Cの「居住」についての部分は、それぞれ「家族」及び「居住」について書かれた情報を含む文脈ごと非公開としているものであって、「家族」及び「居住」について直接的に書かれていない、別表に示した部分については公開するべきである。

また、Bの「思想」についての部分は2箇所ある。「思想」については、個人の人格と密接に関わる情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものともいえる。しかし、そのうちの1箇所は、思想を述べるために一般的な事実を序文として記述しているに過ぎない部分が含まれており、文脈のすべてが思想の情報であるとはいえない。よって、別表に示した部分については公開するべきである。

また、異議申立人のその余の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(3) 結論

以上の点から、当審査会は、実施機関が非公開とした部分のうち、別表に示した部分については公開するべきであると判断する。

なお、異議申立人は実施機関の理由提示義務の懈怠を主張しているが、実施機関は公文書公開（一部公開）決定通知書において、非公開とした部分が条例第7条第1号本文に該当する理由を明らかにしており、理由提示義務を果たしているものと判断する。

もっとも、非公開とした部分は条例第7条第1号本文の前段に該当する部分と同号本文の後段に該当する部分があることからすれば、実施機関は、請求者のため、それぞれ同号前段と同号後段に該当することを指摘することが望ましかったというべきである。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年4月26日	・実施機関からの諮問
5月29日	・実施機関からの理由説明書を受理

6月28日 (第1部会)	・審議 ・実施機関からの意見聴取
7月26日 (第1部会)	・審議
8月27日 (第1部会)	・審議 ・異議申立人の意見陳述
10月4日 (第1部会)	・審議
11月15日 (第1部会)	・審議
平成25年1月25日 (第1部会)	・審議

第1部会委員 西澤 宗英
橋本 慎一
齊藤 愛

別表

対象文書「相模原市情報公開・個人情報保護審議会委員応募申込書」

応募者	「応募の動機・抱負など」の欄中、公開すべき部分
A	・ 1 4 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 1 4 行目 1 0 文字目から 1 5 行目 2 7 文字目まで
B	・ 2 1 行目 1 文字目から 2 3 行目 6 文字目まで
C	・ 1 1 行目 2 4 文字目から 1 2 行目 1 1 文字目まで ・ 1 2 行目 2 2 文字目から 1 3 行目 2 9 文字目まで